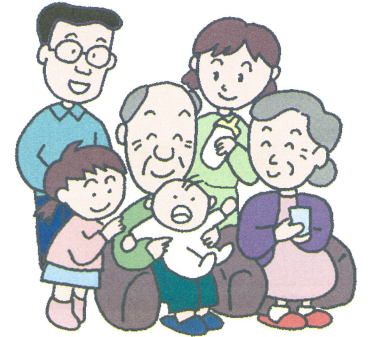
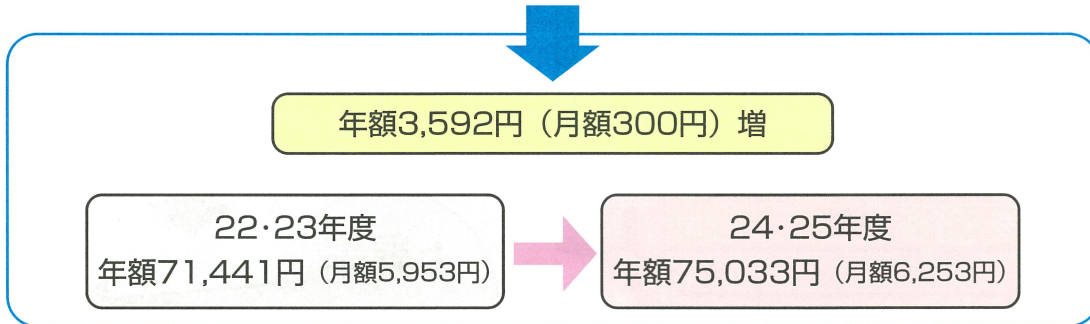


後期高齢者医療の保険料改定のお知らせ

- 平成24・25年度の新しい保険料率が決まりました。(保険料率は2年毎に見直しを行います)
- 今回の見直しで被保険者のみなさまには、医療費の増加や少子高齢化による若年者人口の減少により、一人当たり平均で5.03%の保険料の引き上げをお願いするものです。



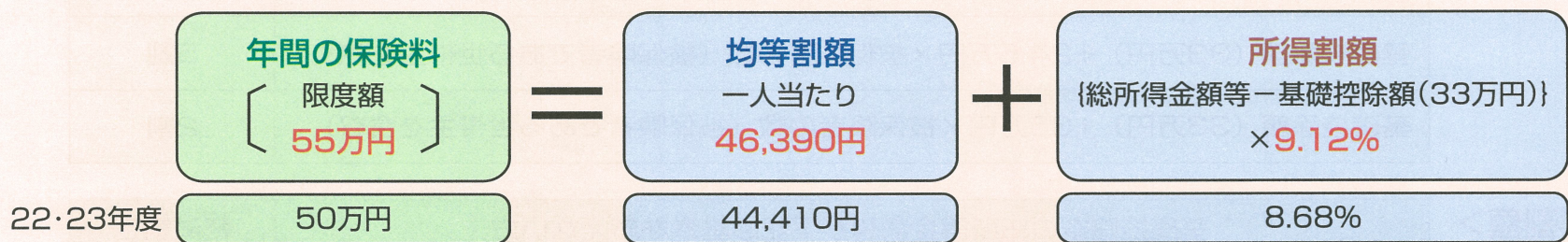
○被保険者の皆様には、何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

■保険料

保険料額は、均等割額（被保険者全員に均一にかかる金額）と所得割額（被保険者の所得に応じてかかる金額）の合計額となり、被保険者お一人おひとりにお支払いただきます。

<保険料の決め方>

京都府における平成24・25年度の均一保険料（年額）



- ◆所得の低い方には、現行保険料と同様の軽減措置があります。(裏面のとおりに)
- ◆限度額は国の政令改正に伴い、中低所得者の保険料負担の軽減を図るため、引き上げを行います。
- ◆平成24年度の保険料は、7月中旬にお知らせします。 <制度のしくみなどは裏面をご覧ください>

<不均一保険料率について>

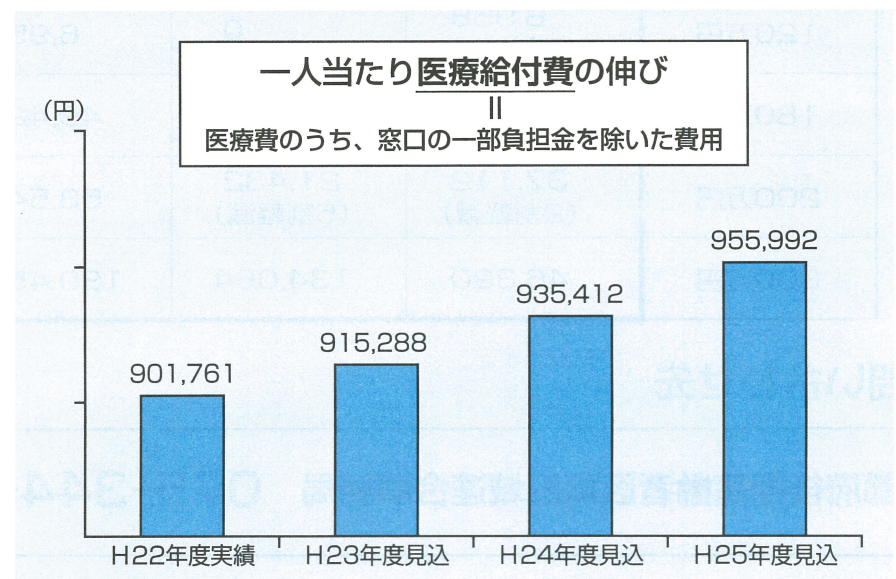
保険料率は同一広域連合内では均一が原則ですが、特例として医療費が著しく低い市町村については、均一の保険料率よりも低い保険料率を設定しています。該当市町村の平成24・25年度の保険料率は右のとおりです。

市町村名	均等割額	所得割率	市町村名	均等割額	所得割率
綾部市	44,430円	8.74%	京丹波町	44,400円	8.73%
宮津市	44,260円	8.71%	伊根町	43,670円	8.59%
京丹后市	44,470円	8.75%	与謝野町	43,720円	8.60%
南山城村	44,410円	8.74%			

■なぜ保険料は上がるのですか

- ①医療の高度化などにより、医療費が増加しています。
- ②制度を支える若年者人口の減少に伴い、後期高齢者負担率（費用のうち被保険者の方に負担いただく割合）も上昇します。

22・23年度 10.26% → 24・25年度 10.51%



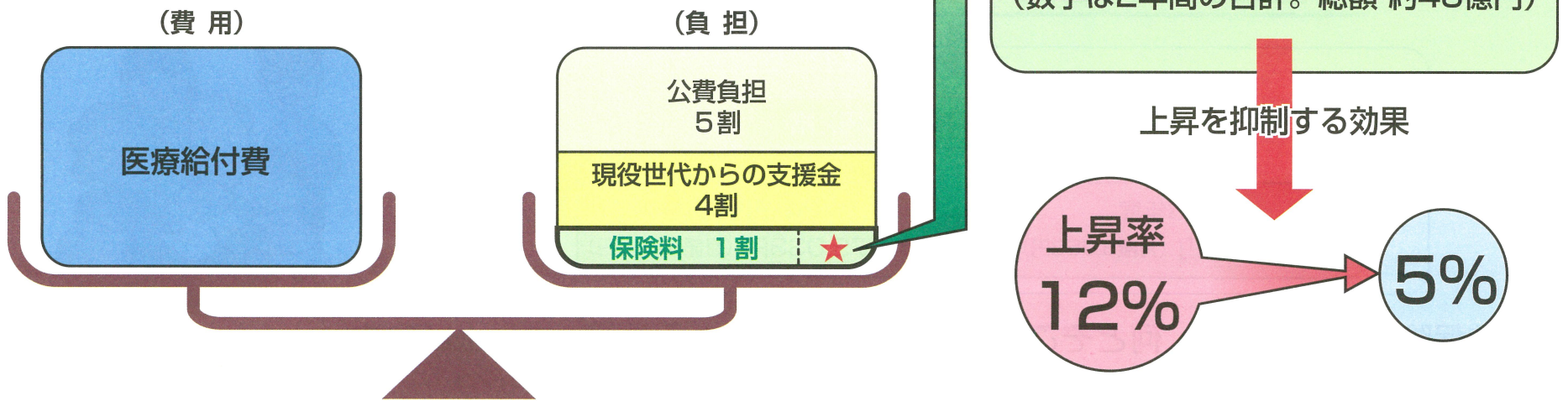
■後期高齢者医療制度のしくみ

～世代間で負担を分かち合い、支え合うしくみ～

※
費用の5割は公費負担、4割は現役世代からの支援金で賄われ、残りの1割が保険料となります。

※国・府・市町村が負担します

■保険料の上昇抑制に最大限努めています



■所得の低い方の軽減措置

<均等割額>

総所得金額等（被保険者全員+世帯主）が下記の基準を超えない世帯	軽減割合
8.5割軽減の対象となる世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得がない）の世帯の方	9割
基礎控除額（33万円）	8.5割
基礎控除額（33万円）+24.5万円×被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）	5割
基礎控除額（33万円）+35万円×被保険者の数（被保険者である世帯主を含む）	2割

<所得割額>

基礎控除後の総所得金額等が下記の基準を超えない方	軽減割合
58万円以下	5割

※制度加入の前日まで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった方は、当分の間、所得割額はかからず均等割額が9割軽減されます（国民健康保険や国民健康保険組合の加入者は該当しません）。

■保険料例（年額）〈均一保険料率〉

単身世帯のケース

(単位：円)

年金収入額	H24・25年度			H22・23年度 合計	増加額 (%)
	均等割 (46,390円)	所得割 (9.12%)	合計		
79万円	4,639 (9割軽減)	0	4,639	4,441	198 (4.46%)
120万円	6,958 (8.5割軽減)	0	6,958	6,661	297 (4.46%)
180万円	37,112 (2割軽減)	12,312 (5割軽減)	49,424	47,246	2,178 (4.61%)
200万円	37,112 (2割軽減)	21,432 (5割軽減)	58,544	55,926	2,618 (4.68%)
300万円	46,390	134,064	180,454	172,006	8,448 (4.91%)



■問い合わせ先

京都府後期高齢者医療広域連合事務局 075-344-1202 または お住まいの市町村の担当窓口まで